

第203回練馬区都市計画審議会 会議の記録

- 1 日 時 平成27年10月19日(月) 午後3時～午後3時40分
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎4階 全員協議会室
- 3 出席者 只腰憲久、藤本昌也、田崎輝夫、寺町東子、小林みつぐ、藤井たかし、
西山きよたか、光永勉、小川こうじ、やくし辰哉、梯京子、小林志朗、
関知加子、森田康裕、内田修弘、渡邊雍重、篠利雄、田中正裕、
山本康弘、宮地均、藤島秀憲、練馬消防署長、練馬警察署長(代理)
- 4 公開の可否 可
- 5 傍聴人 0人
- 6 議 案 議案第383号(諮問第383号) 東京都市計画生産緑地地区の変更(練馬区決定)
議案第384号(諮問第384号) 東京都市計画河川の変更(東京都決定)
〔第5号 石神井川の変更〕
議案第385号(諮問第385号) 東京都市計画河川の変更(東京都決定)
〔第6号 神田川の変更〕
- 7 報告事項
報告事項 放射7号線西大泉・大泉学園町地区地区計画等の案について

第203回練馬区都市計画審議会（平成27年10月19日）

会長 皆さん、こんにちは。本日はご多忙のところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから第203回練馬区都市計画審議会を開催いたします。

初めに、事務局から委員の出席状況等につきまして報告をお願いします。

都市計画課長 委員の出席状況をご報告いたします。ただいまの出席委員数は22名でございます。当審議会の定足数は13名ですので、本日の審議会は有効に成立しております。

続きまして、本日の議案に関連して出席している区の職員をご紹介します。

議案第383号 生産緑地地区の案件に関連しての出席です。産業経済部参事・都市農業課長の浅井葉子でございます。

都市農業課長 浅井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

都市計画課長 以上でございます。

会長 それでは、お手元にあります案件表のとおり進めたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

本日の案件でございますが、記載のとおり、議案が3件、報告事項が1件でございます。

初めに議案第383号 東京都市計画生産緑地地区の変更（練馬区決定）につきまして、説明をお願いします。

都市計画課長 では議案第383号説明資料をご覧ください。

生産緑地地区の都市計画変更についてでございます。

1、目的です。練馬区では、生産緑地法に基づきまして、計画的に保全する必要がある農地等を、生産緑地地区として都市計画決定をしております。

生産緑地制度を有効に活用した農地の保全および拡充を進めるため、毎年度新たに指定を希望するものを募り、追加の都市計画変更を行っております。併せて、買取りの申出により建築等の行為制限が解除された生産緑地地区および公共施設用地として取得された生

産緑地地区につきましては、削除の都市計画変更を行っております。

今般、都市計画変更の案を別紙のとおり作成し、都市計画変更を行うものでございます。

2、都市計画変更の概要でございます。

生産緑地地区面積につきましては、187.11haでございます。変更前につきましては、189.40ha、668件でございました。2.29ha、4件の減となっております。

削除および追加の面積および件数につきましては、ご覧のとおりでございます。

3、これまでの経過と今後の予定でございます。

去る6月30日の当審議会におきまして、当計画の原案をご報告いたしました。その後、7月1日から22日にかけて、原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出の受付を行いましたところ、意見書の提出および公述の申出はございませんでした。8月26日には、東京都知事協議を終了しております。さらに、9月1日から9月15日にかけて、都市計画案の公告・縦覧、意見書の受付を行い、意見書の提出はございませんでした。

これをもちまして、本日、当審議会に付議するものでございます。

今後ですけれども、11月中旬に都市計画変更の決定、告示を予定しているところでございます。

では、都市計画図書をご覧いただきます。

3ページ、都市計画の案の理由書でございます。

1、種類・名称、東京都市計画生産緑地地区でございます。

理由は以下のとおり、原案と同様でございます。

4ページから6ページです。東京都市計画生産緑地地区の変更（練馬区決定）（案）でございます。こちらも原案から変更はございません。

新旧対照表も同じでございます。

9ページをご覧ください。

東京都市計画生産緑地地区総括図の案でございます。こちらの地図が、変更箇所の一覧となっております。こちらも原案から変更はございません。

11ページは一覧表です。

12ページ以降が都市計画図でございます。こちらにつきましても、原案から変更はございません。

ご説明につきましては、以上でございます。

会長 説明は終わりました。ご質問、ご意見がございましたら、発言をお願いします。いかがでしょうか。

どうぞ。

委員 私、この報告を聞いて、10年以上になるのかなという気がしていますけれども、だんだんだんだん減って行って、私が最初に聞いたときは220haくらいあったのではないかと思うんですけれども。それで、特に練馬区はほかの区と比べて断トツに生産緑地は多い区ですよ。これが非常に貴重な財産になっているなというふうに思って、毎年見ていると、だんだん減っていくんだと、とうとう、これは190haを割るくらいになってきて、だんだんさびしくなっているんですけれども、質問ではないんですけれども、これだけの、拡大して見ると結構大きな面積が消えていくわけですけれども、これがどういう街に変わっていったのかというのは、記録に残っているというか、多少検証されているのかどうか、その変化はどういうふうなものになっているかというものは、記録としてはあるんですか。

都市計画課長 現在、こういった緑地の減少につきまして、分析を進めているところでございます。まだ明確な数字は現在のところ持ち合わせておりませんが、こういったものの多くは宅地開発ということにかかっているものが大半でございます。

委員 例えば、まちづくりセンターの活動の紹介のときにあったのかもしれませんが、多少、誘導していくとか、そういう仕掛けをすとかということは、特に行政の立場からはやっておりますか。

都市計画課長 現在、そういう誘導ということに関して、制度的にはなかなかないものがございます。ただ、練馬区といたしましては、例えば地区計画がかかっているようなと

ころにつきましては、できるだけ地区計画の中で、地区施設に指定したりすることで、なるべくみどりがみどりとして残っていくような努力はしているところでございます。

委員 そうですね。何かそういうことで、都市計画審議会というところでは、街をどうするかということですから、そういう空地が、農地でなくなって、みどりがなくなって、宅地化するという、これはどうしようもないことなんでしょうけれども、何かまちづくり的な、ある種の思いが少し実現するような、地権者さんの資産管理事業としての問題ですけども、まちづくりと連携できるような、何か方向があればなという、多少、期待もしていますので、何か策があれば、考えていただきたいなと思います。

都市計画課長 これは別のところで説明を申し上げたこともあるかと思いますが、現在、農の風景育成地区制度というものを立ち上げました。これはまだ、制度ができて、練馬区としては、これをこれから運用していこうという段階でございますけれども、農地を農地としてできるだけ維持していくと。公園として買い上げるというような事態になりましても、それをできるだけ農的に使っていくということで、その生産緑地全体を地域の中で丸ごと、できるだけその面影を残していくような、そういうまちづくりを、農の風景育成地区制度の中で努力していこうということで、今、練馬区としてこれからやっていこうという体制を整えているところでございます。

委員 わかりました。

会長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょう。よろしゅうございますか。

それでは、お諮りをいたします。

議案第383号につきましては、案のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。では、そのように決定をいたします。

続きまして、議案第384号 東京都市計画河川の変更(第5号石神井川)(東京都決定)、それから、次の議案第385号 東京都市計画河川の変更(第6号神田川)(東京都

決定)につきまして、両者は関連いたしますので、一括説明、一括質疑でお願いしたいと存じます。

説明をお願いします。

計画課長 それでは、議案第384号、議案第385号の説明資料をもって説明をさせていただきます。

河川の都市計画変更についてでございます。

1、概要ですが、東京都は、石神井川および神田川の治水対策といたしまして、都道環七通り、また、目白通りの地下に洪水を貯留する環状七号線地下広域調節池を設置することとしております。そのため、石神井川および神田川の都市計画変更を行うものであります。

2、都市計画の名称でございます。東京都市計画河川第5号石神井川、第6号神田川です。

3、都市計画の変更内容ですが、3ページから都市計画の案の理由書など、都市計画案につきまして、前回、8月の当審議会でご説明したときと同じ資料をつけてございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

4、これまでの経過と今後の予定でございます。前回、8月27日に当審議会に報告をした後、9月24日から10月8日まで、都により、都市計画案の公告・縦覧、意見書受付が行われましたが、意見書の提出はなかったと都から伺っております。

本日、当審議会へ付議した後、10月下旬には東京都へ意見回答を行い、都は11月17日、東京都都市計画審議会へ付議をいたしまして、12月に都市計画決定・告示の予定と聞いております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

会長 説明は終わりました。ご質問、ご意見がありましたら、発言をお願いします。

どうぞ。

委員 今回、石神井川と神田川の地下の調節池を新たにつくるということなんですけれ

ども、近年、ゲリラ豪雨、局地的な豪雨というのが増えているかと思うんですけれども、こうしたものに対しても、この地下の調節池をつくることによって、川の氾濫などを防いでいくことというのは可能なのかを教えていただけたらと思います。

計画課長 今回、この環七地下広域調節池をつくることにおきまして、5つの河川の間で洪水の調整、融通がきくこととなります。白子川、石神井川、妙正寺川、善福寺川、神田川、これらの河川をつなぐことで、どこか1か所、局地的に大雨が降った場合に、この地下調節池が連携をいたしまして、1か所の洪水を全体で受け持つということで、かなり効果が高いと見込んでおります。

委員 5つの河川で平準化と均等化をすることによって洪水を防ぐということなんですけれども、どうしてもゲリラ豪雨で一部だけが局地的に大量に降ってしまうと、それが追いつかないこともあるんじゃないかと思うんですけれども、例えば、東京都のほうで、もっと地面に浸透するような舗装を行うとか、そういったことというのは、検討は都のほうはしているのでしょうか。教えていただけたらと思います。

計画課長 今回、この地下調節池を建設するわけでございますけれども、局地的に雨が降った場合、例えば、下水道が先行して完成している区域におきましても、河川改修がきちんと行われていないと、下水道から河川への放流規制が行われまして、結局は内水氾濫を起こすというような状況がございます。ですので、浸水被害の軽減を図っていくためには、河川側と下水道、それから、これらの調節池とが、きめ細かな連携調整を行っていきながら対応していくことが重要と考えております。

会長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第384号ならびに議案第385号につきまして、案を可とすることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。では、そのように決定をいたします。

議案に関する審議は、これにて終了いたしました。

続きまして、先ほどの案件表にありましたように、報告事項、放射7号線西大泉・大泉学園町地区地区計画等の案について、説明をお願いします。

西部地域まちづくり課長 それでは、説明資料を用いまして、放射7号線西大泉・大泉学園町地区地区計画等の案についてご報告いたします。

本件に関しましては、本年8月27日の本審議会において、地区計画等の原案を報告いたしました。その後、原案の公告・縦覧を行うとともに、説明会を開催し、地域の方々にご意見を伺い、今般、地区計画の案を作成したものでございます。

今後、都市計画法および練馬区まちづくり条例の規定に沿って手続を進め、年度内の都市計画決定を目指していくものでございます。

それでは、1ページ目、1番、地区計画等の原案の縦覧等の結果についてでございます。

(1) 原案の公告・縦覧、意見書の受付についてでございます。

都市計画法および練馬区まちづくり条例の規定に基づき、地区計画の原案および、用途地域の変更など関連する都市計画変更の原案について、記載の日程で3週間の縦覧を行ったところ、意見書が1通、提出されております。内容につきましては、後ほどご説明いたします。

(2) 原案説明会の開催状況でございます。

縦覧期間中に、原案説明会を2回開催いたしました。開催期日と会場については、記載のとおりでございます。延べ82名の方が参加されました。当日は地区計画の決定までの具体的なスケジュールや道路後退した際の物件補償に関する質問等がございました。当日はそれぞれのご質問に対して、区の考えを示したところでございます。

恐れ入ります。3ページをお開きください。

先ほどご報告いたしました、提出された意見書の要旨と区の見解を記載してございます。表の左側、意見書の要旨といたしましては、建て替え時にセットバックすると家の機能が

なくなる。あるいは、補償の話を聞いていない。今の生活に配慮してほしいなどございます。

それに対して、右側の区の見解でございますが、あくまで建て替えの際にご協力いただくもので、道路事業とは性格が異なる点、それから、訪問による個別説明により、従来よりこの点は説明してきたこと、さらに、今後ご理解いただきながら手続を進めていきたい旨を記載してございます。

意見書を出された方は、原案の説明会にも出席しておりまして、その際にも、同様の質問をされております。区は説明会におきましても、今回の見解と同様、地区計画制度について、道路事業とは異なる旨をご説明しております。今後も当該権利者の方には、個別訪問を行い、丁寧にご説明していく予定でございます。

1 ページ目にお戻りください。

2 番、地区計画の案についてでございます。原案から変更した点が 1 点ございます。

(1) 変更点、公園を 1 か所追加しております。

4 ページをお開きください。

図面の右側、大泉学園町二丁目27番で新たに地区公園12号を追加しております。

変更理由に関しましては、個人施行による土地区画整理事業の進捗により、公園の位置や面積が決まったため、今般、地区施設の公園として、新たに追加するものでございます。

参考といたしまして、次の 5 ページ、6 ページに、土地区画整理事業の案内図と計画図をおつけしております。

恐れ入ります。再度、1 ページ目にお戻りください。

3 番の今後の予定でございます。本審議会にて報告後、東京都に対し、地区計画案の協議や用途地域の変更案となるべき事項の申出をいたします。その後、12月上旬から都市計画案の公告・縦覧を 2 週間行いまして、12月下旬に練馬区都市計画審議会、用途地域については翌年の 2 月に、東京都の都市計画審議会に付議し、3 月に決定・告示を予定するものでございます。

2ページをお開きください。1行目にございますように、本件都市計画決定後、来年の第二回練馬区議会定例会におきまして、「練馬区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を改正していく予定でございます。

4番、添付資料でございます。3ページ目が先ほどご説明いたしました意見書の要旨等でございます。それから4ページ目が公園を追加した地区計画の変更図、5ページ、6ページが土地区画整理事業の資料でございます。

7ページ目が、地区計画の案の理由書でございます。

次の8ページ以降、都市計画の図書になります。

10ページをお開きください。地区整備計画のうち、地区施設の公園の部分に地区公園12号、約380㎡新設と加筆してございます。

17ページ以降は、前回もご報告いたしましたが、地区計画以外の同時決定案件の都市計画図書を添付しております。

内容は、原案と変更はございませんが、17ページからが用途地域の図書、25ページからが高度地区、33ページ以降が、防火地域及び準防火地域の図書となっております。

ご報告は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

会長 説明は終わりました。ご質問、ご意見がございましたら、発言をお願いします。

どうぞ。

委員 以前にも申し上げましたけれども、2ページで、大変、173.8haということで、以前のこの会でしたか、都内23区でも滅多にない広さだということで、これだけの地区計画を、計画づくりをした例はほとんどない、そういうふうにもたしかお答えがあったと思うのですが、まず、そこはそれでいいんだよね。

西部地域まちづくり課長 現在決定しております、区内の一番広い地区計画は、光が丘地区の地区計画でございます、98.4haでございます。

以上でございます。

委員 ちょっと1つ気になっているのは、これだけ広い区域の割に、町の中が、この地

区計画の話が意外に盛り上がっていないというか、その辺は、いろいろニュースを出していただいたりして、周知には徹底してもらっていると私自身は思っているんだけど、いいことや苦情等々を含めて、私はこのエリアに住んでいるんだけど、はっきり言って、ないですよ。だから、建ぺい容積も東京都では珍しい、40、80を50、100ということで上がるんだけど、そういうことのメリットを含めて、ないですよ。道路を4m、6mにするので云々とかという、一部にはそういう話があるようだけれども、私には直接ないですよ、この仕事をやっても。だから、そういう意味では、ここでこの流れができると思うんだけど、引き続き周知というのか、それには気をつけてもらいたいなと、もうちょっとやってもらいたいなというふうな思いもするんだけど、皆さんの立場からすると、もう十分やりましたということになるんだろうけれども、地区に住んでいて、この仕事をやっていると、本当に1件もないですよ、残念ながら。だから、いいことも悪いこともないよね。その辺が非常に、その173haという面積を考えても、ちょっと意外かなというふうな、私自身は思いをしているので、どうなんでしょうか。

西部地域まちづくり課長 173haということで、大変広い地区でございますが、2年ほど前から、地元での合意形成に入っておりまして、特に地区施設沿道の方々には、個別に入っているということがございます。今日のご報告は、原案の結果のご報告でございますが、今後、案の公告・縦覧もございますので、その際にも、こういった形で地区計画を決めていきたいんだということを、広く広報等で周知していきたいと考えております。

以上でございます。

委員 今日、新たに追加の地区公園12号の話が出ました。個人施行の土地区画整理事業ということではありますが、権利者数は3名と書いてあるし、ここで380㎡の公園等々ができる。これは、あえて申し上げますと、単なる開発でなくて、2キロ210億円と言われている放射7号線の供用開始に資するための施設という性格もあるんですね。このことは皆さん、なかなか言いにくいから、私があえて申し上げますけれども、これがなければ放射7号が本当にめどが立たない。そういう大変な東京都の四建でもプロジェクトを組んでい

る案件だということ、あえてここで皆さんに申し上げておきますけれども、その割には、いろいろな制限があって、区の直接の援助ができなかった。これもまた事実ということで、よろしいのでしたっけ。

まちづくり推進課長 こちらの個人施行の区画整理につきましては、面積要件等がありまして、区の補助の対象となつてはございませんけれども、最終的には寄附していただくこちらの公園の整備工事を区のほうで行うということで、多少なりとも援助ができていたのかなと思っております。

以上でございます。

委員 前段の、この計画がなければ、放射7号が立ち行かなくなる可能性もというのは、どうなんですか。

まちづくり推進課長 失礼いたしました。こちらの民間の土地区画整理事業につきましては、保留地を東京都が取得をするという前提で計画が進んでございます。保留地を都が区画整理の地権者から取得し、放射7号線の事業の代替地という形で使うことによりまして、事業をスムーズに進めていくというような段取りで進めていると聞いてございます。

以上でございます。

委員 最後にいたします。

説明会等のご意見を聞くと、ちらほらと沿道2キロにわたって、協力した人のことはほとんど出ずに、あれが困る、これが困るというようなお話があったように聞きます。でも、現道がないところに土地をお持ちの方が協力して、この事業が成り立つということも、皆さんは十分承知していると思うけれども、一定のというか、ある場面ではやっぱりそういうこともきちっと説明することも、私は皆さんの責務だと思っておりますけれども、これができることによって、ああだ、こうだというのがありますよ。地区が、環境が変わるから。でも、これができないとまた、言葉は悪いけれども、両方からでき上がって、両方から来ていて、真ん中ができ上がらなければ、胃腸の関係でいくと、何とか何とか詰まりになってしまうわけだから、それはやっぱり私はよくないと思うし、ここまで協力した方が多く

おられて、大分地形も変わっているし、そういうことは、場面場面によってはきちっと、腹を割って、私は区の立場として、話してもらいたいなど、そんなふうに、あれは困る、これは困るという話ではなくて、思うんですが、最後に伺って終わります。

西部地域まちづくり課長 この地区計画自体も当然、放射7号線の事業が契機となっております。道路ネットワーク上は都市計画道路が最上位でございます、非常に重要な道路と思っておりますので、施行者が東京都ということは別にして、この必要性に関しては、私どもも認識しているところでございます。今後、案の公告・縦覧ですとか、あるいは地区施設の沿道の方々からも、その必要に応じて、私ども、個別訪問していこうと思っておりますので、その中でも、道路ネットワーク等の重要性に関しては、ご説明してまいりたいと考えております。

以上でございます。

会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

委員 この案についてどうこうというのではないんですけれども、少しお聞きしたいんですけれども、練馬区は、人口動態というのはどういうふうに考えられているのかなということで、昨年、例の日本創成会議で増田さんがかなり衝撃的な発表をしましたけれども、東京は極点社会で人口がますます過密になっていくということだったんですけれども、豊島区はそうならないよという報告が出て、みんなぎょっとしたんですけれども、練馬区はどういうふうに想定されているのか、教えていただきたいと思っておりますけれども。

会長 この案件と直接関係ないようですので、どうしましょうか。一遍ちょっとこの案件を切りまして、その後にしていただけますか。

ほかに、この放射7号線地区計画につきましてのご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

どうぞ。

委員 意見書が今回、1通提出されているということなんですけれども、個別に回られ

ているということなんですけれども、全体の感覚としてはどうなのでしょう。反対意見というのは、反対といいますか、このような方というのは、大体どのような感じなのかというのをちょっとお伺いしたかったんですけれども。

西部地域まちづくり課長 意見書は1通でございますが、説明会においては、こちらの方のように、地区施設沿道に接している方が質問されるということが非常に多かったです。ご案内のとおり、道路事業の場合は、こちらのほうで買収させていただけないかということで、区が区の事業期間内をお願いしていくことになるんですけれども、地区計画の場合は、土地、建物の権利者の方がお建て替えのタイミングで、決められた線まで下がっていただくというような制度でございますので、その辺の制度自体がちょっとなじみがないところもございましたので、その辺は丁寧に説明してきたということでございます。

以上でございます。

会長 よろしいですか。ほかにございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、一旦、放射7号線西大泉・大泉学園町地区地区計画の原案につきましての質疑はこれで終了いたします。

それでは、先ほどの委員の質問に、答弁をお願いいたします。

都市計画課長 先ほどの練馬区の人口動向ということですのでけれども、都市計画マスタープランの改定の中や、また、ほかの計画書の中でも分析をしてございます。結論から言いますと、練馬区は、あと五、六年ぐらいまでは微増と。その後、微減ということで、二、三十年はほぼ今と同じぐらいの規模であろうというふうに考えられております。ただ、圧倒的に子どもが減る。そして、高齢者人口が増えるということで、高齢者の割合、高齢化率が圧倒的に伸びていくというような推計がされております。

委員 先ほどの地区計画の変更というのが、どういう、練馬の場合の市街地住宅地像を描いて考えているかなということで、これから10年先、特に25年問題もありますし、その後、40年問題もあるという中でいったときに、東京はもうほとんど変わらないよというこ

とであれば、住宅地というのは、例えばこの容積変更というようなことが、一体、どういう意味を持つのかなということ、100haで、容積がどれだけ変わっているかですが、ある程度、床が増えるということ想定されているわけで、それが住宅床に変わったときに、何戸ぐらいが、何人ぐらいが増えるのか、それぞれの家が、みんな全体に広くなるということなのか、その辺のところ、我々も何か将来に向けての地区計画を考えるということ、専門家としてあるわけですが、そういうときに、これからの10年、20年というのが、かなりその辺のところが変わってくるのかなということ、その辺を想定して、地区計画を考えると、さっきの農地とかそういうことも含めて、もうちょっと空地にゆとりがあって、戸数が増えない、人口が増えない、減るぐらいであれば、もうちょっと土地利用のあり方といいますか、住宅の姿の再編というか、リフォームみたいなものをかなり、目標としては何かみんなが共有しておく必要があるのかなという感じもしているので、ちょっとお聞きしたんですけれども、かなり長期的な話なんですけれども、だけれども、意外に10年というのは短いという感じもするので、その辺のところの議論をこれからしていかなければいけないんじゃないかなと思った次第です。

会長 答弁ありますか、どうぞ。マスタープランでも何か言っていましたね。

都市計画課長 まさに今後の街を考えていくうえで、全国的には人口減、また、練馬区、東京都、すぐには減らないとはいっても、いずれ減っていくということが現実視されている中で、そういった街の容量といいますか、そういったことを念頭に、どう街を構想していくかというのは、大切な視点かと思っております。今後、さまざまなまちづくりの計画の中で、そういった視点も持ちながら、進めていきたいと考えているところでございます。

会長 よろしいですか。

ほかにご発言はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、これをもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

私から一言申し上げます。この11月末で当審議会の学識経験者委員および住民代表委員の方につきましては、2年間の任期が満了となります。したがって、本日が任期中の

最後の審議会となります。これまで、審議会の議事運営にご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。改めて御礼申し上げます。この間、今も出ましたけれども、都市計画マスタープランの変更等々、いろいろ重要な案件につきまして、ご審議をいただき、貴重なご意見をいただいたところでございます。改めまして、ありがとうございました。

ここで区を代表いたしまして、宮下技監からご挨拶があります。

技監 この11月をもって、任期が満了となられる委員の皆様におかれましては、この2年間、本当にお忙しい中、審議会や部会にご出席をいただきまして、多くの貴重なご意見を賜りました。まことにありがとうございました。この間、今、会長のほうからもお話がありましたとおり、都市計画マスタープランの変更という、区としては非常に重要な課題もございました。これについても、皆様に多くの時間を割いていただきながら、さまざまなご意見をいただきました。

また、外郭環状線の2の変更ですとか、各地域における地区計画やまちづくり構想の策定といった、さまざまな課題についても貴重なご意見をいただきました。このことによって、この間においても、練馬区のまちづくりを大きく前進させることができたと考えてございます。この場をお借りしまして、改めて御礼を申し上げます。

今回で任期満了になられるという方もいらっしゃいますけれども、ぜひとも、これからも練馬区のまちづくりに関心を持っていただいて、場は変わりますけれども、これからも貴重なご意見をいただければと思っておりますので、最後に、それをお願い申し上げます、お礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

会長 最後に事務局から報告があります。

都市計画課長 では、次回の都市計画審議会は委員の皆様、任期が改まりますけれども、新たな任期ということで、よろしく願いいたします。

次回の都市計画審議会の日程でございます。12月24日木曜日、午後3時からを予定しております。案件につきましては、練馬区都市計画マスタープランの変更などを予定してお

ります。開催通知を改めて文書でお送りいたします。よろしくお願いいたします。

会長 これをもちまして、本日の都市計画審議会を終わります。

ありがとうございました。